



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年12月27日金曜日 第2534号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則..... ( 税務課 ) ... 984  
 愛媛県核燃料税条例施行規則..... ( " ) ... 984  
 愛媛県会計規則の一部を改正する規則..... ( 会計課 ) ... 993

## 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... ( 経営支援課 ) ... 993  
 港湾施設の概要..... ( 港湾海岸課 ) ... 994  
 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... ( " ) ... 994  
 道路の区域変更(一般国道319号)..... ( 東予地方局四国中央土木事務所 ) ... 994  
 道路の供用開始( " )..... ( " ) ... 995  
 道路の供用開始(一般国道319号)..... ( " ) ... 995  
 道路の供用開始(県道上分三島線)..... ( " ) ... 995  
 道路の区域変更(県道大西波止浜港線)..... ( 東予地方局今治土木事務所 ) ... 995  
 道路の供用開始(県道大西波止浜港線)..... ( " ) ... 996  
 開発行為に関する工事の完了(4件)..... ( 中予地方局建築指導課 ) ... 996  
 指定道路の指定..... ( 南予地方局建築指導課 ) ... 997  
 道路の供用開始(県道鳥井喜木津線)..... ( 南予地方局八幡浜土木事務所 ) ... 997  
 道路の区域変更(一般国道378号)..... ( 南予地方局西予土木事務所 ) ... 997  
 道路の供用開始(一般国道378号)..... ( " ) ... 997

## 公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... ( 男女参画・県民協働課 ) ... 998  
 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画..... ( 水産課 ) ... 998

## 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... ( 選挙管理委員会 ) ... 999  
 政治団体の届出事項の異動の届出..... ( " ) ... 999  
 政治団体の解散の届出..... ( " ) ... 1000  
 漁業法第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... ( " ) ... 1000

## 雑 報

愛媛海区漁業調整委員会指示..... ( 水産課 ) ... 1000

## 規 則

### ○愛媛県規則第52号

愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県核燃料税条例の施行期日を定める規則

愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号)の施行期日は、平成26年1月16日とする。

### ○愛媛県規則第53号

愛媛県核燃料税条例施行規則を次のように定める。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 愛媛県核燃料税条例施行規則

( 趣 旨 )

**第1条** この規則は、愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例第43号。以下「条例」という。)第9条、第10条第2項、第11条及び第14

条の規定に基づき、核燃料税の賦課徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類の様式)

**第2条** 核燃料税の賦課徴収に関する次の表の左欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該右欄に掲げるところによるものとする。

書 類 の 種 類	様 式
条例第9条の規定による申告書及び条例第10条第2項の規定による修正申告書	様式第1号
条例第11条の規定による通知書兼納額告知書	様式第2号

2 前項に定めるものを除くほか、核燃料税の賦課徴収に関する書類の様式は、愛媛県税賦課徴収条例施行規則(昭和29年愛媛県規則第38号)第1条の表(2)の項、(5)の項、(8)の項及び(9)の項に規定するところによる。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年1月16日から施行する。

(愛媛県核燃料税条例施行規則の廃止)

2 愛媛県核燃料税条例施行規則(平成21年愛媛県規則第3号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 愛媛県核燃料税条例(平成20年愛媛県条例第54号)附則第4項の規定によりなおその効力を有することとされている同条例の規定に基づく核燃料税の賦課徴収については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第2条関係)

(その1) 価額割用

年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印	確 認 印			
愛媛県知事	様					
所 在 地						
名 称						
代 表 者 氏 名	㊟					
担当者氏名及び所属課並びに電話番号						〔 局 課 番 〕
年 月 分核燃料税 (価額割)		申 告 書 修正申告書				
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額			
申告額又は修正申告額 ①	円	$\frac{8.5}{100}$	円			
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額 ②	/					
この申告により納付すべき税額 ① - ②	/					
今回挿入された核燃料の明細						
発電用原子炉 の 名 称	核燃料の発電 用原子炉への 挿入年月日		年 月 日 (愛媛県核燃料税条例(平成25年愛媛県条例 第43号。以下「条例」という。)第4条第2 項第 号該当)			
課 税 対 象 核 燃 料			課 税 対 象 外 核 燃 料		挿入核燃料 の合計体数	
核燃料の体数 ③	核燃料の重量 ④	核燃料の価額 (課税標準額) ⑤	条例附則第2項 に該当するもの の体数 ⑥	その他のもの の体数 ⑦	③+⑥+⑦	
体	kg	円	/		/	
計	計	計	体	体	体	

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年 月 分」は、核燃料を発電用原子炉へ挿入した日の属する年月を記載すること。
- 3 ③から⑤までの各欄は、核燃料の単価の異なるごとに区分し、記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 出力割用

年 月 日 愛媛県知事 様	※処理事項		発信年月日				
			通信日付印	確認印			
所在地							
名称							
代表者氏名 <span style="float:right">㊟</span>							
担当者氏名及び所属課並びに電話番号 <span style="float:right">〔 局 課 番 〕</span>							
年 月分核燃料税 (出力割) 申告書 修正申告書							
課税期間		年 月 日から 年 月 日まで					
区 分	熱出力 ①	課税期間 の月数②	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3)	税 率 ④	税 額 (③×④)		
申告額又は修正申告額 ⑤	千 kw	月	千 kw	円 40,000	円		
この申告が修正申告である場合は、既に納付の確定した額 ⑥							
この申告により納付すべき税額 ⑤ - ⑥							
発電用原子炉を設置して行う発電事業の明細							
発電用原子炉の名称	熱 出 力 ⑦	使用前検査合格年月日 ⑧		運転終了年月日 ⑨			
	千 kw	年 月 日		年 月 日			
合 計							

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「 年 月分」は、課税期間の末日の属する年月を記載すること。
- 3 課税期間が同一である複数の発電用原子炉を設置して行う発電事業について申告書又は修正申告書を提出する場合は、①の欄は、これらの発電用原子炉の熱出力を合計した値を記載すること。
- 4 ③の欄は、1,000kw 未満の端数は切り捨てて記載すること。
- 5 「発電用原子炉を設置して行う発電事業の明細」は、熱出力その他の事項を発電用原子炉ごとに記載すること。
- 6 ⑦の欄は、愛媛県核燃料税条例（平成25年愛媛県条例第43号。以下「条例」という。）第6条第3項に規定する熱出力を記載すること。
- 7 ⑧の欄は、条例第5条第3項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 8 ⑨の欄は、条例第5条第4項に規定する課税期間に係る申告書又は修正申告書を提出する場合に記載すること。
- 9 不要の文字は、抹消すること。

様式第2号(第2条関係)

(その1) 価額割用

通知書兼不足税額等納額告知書			
所在地	様	年 月 日	
	愛媛県 地方局長	国	
<p>年 月分の核燃料税(価額割分)について課税標準額等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。</p>			
区 分	課 税 標 準 額	税 率	税 額
更正・決定額	円	$\frac{8.5}{100}$	円
既に納付の確定した額		/	
差引不足税額		/	
加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
過少申告加算金	円	$\frac{\quad}{100}$	円
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
不申告加算金		$\frac{\quad}{100}$	
		$\frac{\quad}{100}$	
	計	/	
重加算金		$\frac{\quad}{100}$	
<p>上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。                  なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、 年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)に対し、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年 パーセント、 年 月 日以後の期間については年 パーセント(当該期間のうち 年 1月 1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。)に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合)の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。</p>		納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定金融機関</li> <li>・ 指定代理金融機関</li>   <li>・ 収納代理金融機関</li> <li>・ 県が収納の事務を委託した者</li> <li>・ 地方局</li> </ul>
<p>注意</p> <p>1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に、更正又は決定については異議申立てを、納額告知については審査請求をすることができます。</p> <p>2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後、その決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として(愛媛県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ア 異議申立て又は審査請求があった日から3箇月を経過しても決定又は裁決がないとき。</p> <p>イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>ウ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>			

## 備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、年月日から年月日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。

(その2) 出力割用

通知書兼不足税額等納額告知書					
所在地					年 月 日
	様	愛媛県 地方局長		図	
年 月分の核燃料税（出力割分）について課税標準たる熱出力等が次のとおり更正・決定されましたから通知します。					
更正・決定に係る課税期間	年 月 日から		年 月 日まで		
区 分	熱出力 ① 千 kw	課税期間 の月数② 月	課税標準たる熱出力 ③(①×②/3) 千 kw	税 率 ④ 円	税 額 (③×④) 円
更正・決定額				40,000	
既に納付の確定した額				/	
差引不足税額				/	
加 算 金 額	基 準 額		乗 率	金 額	
過少申告加算金			円	100	円
				100	
	計			/	
不申告加算金				100	
				100	
	計			/	
重加算金				100	
上記の不足税額及び加算金額に延滞金を加算して 年 月 日までに納付してください。 なお、延滞金は、不足税額が2,000円以上であるものについて、年 月 日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該不足税額（1,000円未満の端数は、切り捨てる。）に対し、年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント、年 月 日以後の期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、各年ごとにそれぞれ年14.6パーセントの割合と当該各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。）に年7.3パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）の割合で計算してください。計算して得た額に100円未満の端数がある場合又は全額が1,000円未満である場合は、これを切り捨ててください。			納 付 の 場 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定金融機関</li> <li>・ 指定代理金融機関</li> <li>・ 収納代理金融機関</li> <li>・ 県が収納の事務を委託した者</li> <li>・ 地方局</li> </ul>	
注意 1 この更正、決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に、更正又は決定については異議申立てを、納額告知については審査請求をすることができます。 2 この更正、決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後、その決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は裁決を経ないで更正、決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。 ア 異議申立て又は審査請求があった日から3箇月を経過しても決定又は裁決がないとき。 イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ウ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

## 備考

- 1 延滞金の割合の変更が2回以上ある場合は、「までの期間については年パーセント」の下に「、 年 月 日から 年 月 日までの期間については年パーセント」を適宜追加して記載すること。
- 2 10月又は11月に通知する場合において、この通知に係る納期限の翌日の属する年と当該納期限の翌日から1月を経過する日の属する年が異なる場合は、「までの期間については年パーセント」とあるのは「までの期間については年パーセント（当該期間のうち 年1月1日以後の期間については、年7.3パーセントの割合と 年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）に年1パーセントの割合を加算した割合とのうちいずれか低い割合）」と、「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。））」とあるのは「特例基準割合」と記載すること。
- 3 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 4 不要の文字は、抹消すること。



(その3)

加算金決定通知書兼納額告知書

所在地 年 月 日  
 様  
 愛媛県 地方局長 印

年 月分の核燃料税（価額割・出力割分）について、地方税法（昭和25年法律第226号）第 条第 項該当のため徴収すべき 加算金が次のとおり決定されましたから通知します。

加 算 金 額	基 準 額	乗 率	金 額
	円	100	円
過 少 申 告 加 算 金		100	
	計		
不 申 告 加 算 金		100	
	計		
重 加 算 金		100	

上記の加算金額を 年 月 日までに納付してください。

納付の場所

- ・ 指定金融機関
- ・ 指定代理金融機関
  
- ・ 収納代理金融機関
- ・ 県が収納の事務を委託した者
- ・ 地方局

注意

- 1 この決定又は納額告知について不服があるときは、この通知及び告知を受けた日の翌日から起算して60日以内に愛媛県知事に、決定については異議申立てを、納額告知については審査請求をすることができます。
- 2 この決定又は納額告知の取消しの訴えは、1の異議申立てに対する決定又は審査請求に対する裁決を経た後、その決定又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該決定又は裁決を経ないで決定又は納額告知の取消しの訴えを提起することができます。
  - ア 異議申立て又は審査請求があった日から3箇月を経過しても決定又は裁決がないとき。
  - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ウ その他決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考

- 1 「納付の場所」欄の「指定金融機関」欄、「指定代理金融機関」欄、「収納代理金融機関」欄及び「県が収納の事務を委託した者」欄は、それぞれ該当する金融機関、取り扱う店舗及び県が収納の事務を委託した者を記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。

○愛媛県規則第54号

愛媛県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県会計規則の一部を改正する規則

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（隔地払の手続）</p> <p><b>第208条 省略</b></p> <p>2 取扱店又は代理取扱店は、債権者から送金通知書を提示されたときは、領収書を徴し、別に定めるところにより会計管理者がデータ伝送の方法により送付する支払に係るデータ（以下「<u>支払データ</u>」という。）の内容と照合して支払をしなければならない。</p> <p>（支払の拒絶等）</p> <p><b>第211条</b> 指定金融機関又は指定代理金融機関は、支払の請求を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けようとする者にその事実を告げて支払を拒み、直ちにその旨を会計管理者又は室長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 送金通知書の日付、金額又は氏名が<u>支払データの</u> _____ 内容に符合していないとき。</p> <p>(7)～(12) 省略</p>	<p>（隔地払の手続）</p> <p><b>第208条 省略</b></p> <p>2 取扱店又は代理取扱店は、債権者から送金通知書を提示されたときは、領収書を徴し、別に定めるところにより会計管理者が<u>交付する支払の内容を記録した磁気テープ</u> _____（以下「<u>支払磁気テープ</u>」という。）に記録されている内容と照合して支払をしなければならない。</p> <p>（支払の拒絶等）</p> <p><b>第211条</b> 指定金融機関又は指定代理金融機関は、支払の請求を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けようとする者にその事実を告げて支払を拒み、直ちにその旨を会計管理者又は室長に報告しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(6) 送金通知書の日付、金額又は氏名が<u>支払磁気テープに記録されている内容に</u>符合していないとき。</p> <p>(7)～(12) 省略</p>

様式第91号中「MT分」を「通常分」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1419号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 年月日
周ちゃん広場	西条市丹原町池田290番地	荷さばき施設の位置及び面積	189㎡	485㎡	平成26年 8月13日	平成25年 12月12日
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	荷さばき施設：午前6時から午後10時	荷さばき施設：午前6時から午後10時 荷さばき施設～午前6時から午前8時30分、午後5時30分から午後10時		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1420号

港湾法（昭和25年法律第218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定に基づき、松山港港湾施設の概要を次のとおり公示する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中村時広

種類	位置	数量及び能力
護岸	松山市大可賀三丁目1469番、1470番	延長 140.93メートル
護岸	松山市大可賀三丁目1468番	延長 52.82メートル
防波堤	松山市大可賀三丁目1468番地先	延長 382.15メートル

○愛媛県告示第1421号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、今治市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中村時広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 中村時広  
松山市岩崎町一丁目7番7号

2 埋立区域

(1) 位置

今治市大西町脇甲1825番27から同1832番10を経て同1726番17に至る間の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から19点を順次直線で結んだ線並びに19点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（T.P.+2.00メートル）における陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（今治市大西町脇甲1825番35地内の国土地理院「第3465号」一等水準点）は、北緯34度03分42秒、東経132度54分46秒の地点

- 1 点は、基点から真北343度39分52秒83.10メートルの地点
- 2 点は、1点から真北78度07分20秒23.97メートルの地点
- 3 点は、2点から真北74度09分09秒19.79メートルの地点
- 4 点は、3点から真北74度09分49秒10.00メートルの地点
- 5 点は、4点から真北74度44分34秒2.47メートルの地点
- 6 点は、5点から真北346度37分11秒2.44メートルの地点
- 7 点は、6点から真北75度31分23秒12.55メートルの地点
- 8 点は、7点から真北165度09分32秒2.45メートルの地点
- 9 点は、8点から真北76度01分18秒5.33メートルの地点
- 10 点は、9点から真北77度06分34秒10.14メートルの地点
- 11 点は、10点から真北78度03分51秒10.14メートルの地点
- 12 点は、11点から真北79度01分09秒10.14メートルの地点
- 13 点は、12点から真北79度58分27秒10.14メートルの地点
- 14 点は、13点から真北80度55分44秒10.14メートルの地点
- 15 点は、14点から真北82度16分17秒20.13メートルの地点
- 16 点は、15点から真北82度04分24秒19.94メートルの地点
- 17 点は、16点から真北80度55分42秒19.60メートルの地点
- 18 点は、17点から真北76度40分12秒19.25メートルの地点
- 19 点は、18点から真北71度37分08秒15.59メートルの地点

(3) 面積

- 1 934.91平方メートル
- 3 埋立ての免許の年月日及び番号  
平成20年4月18日 愛媛県指令20港第65号
- 4 しゅん功認可年月日  
平成25年12月27日

○愛媛県告示第1422号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	319号	四国中央市新宮町新宮216番3から同町新宮218番地先まで	旧	メートル 13.8~24.2	キロメートル 0.110	
			新	13.8~36.1	0.106	

"	"	四国中央市新宮町上山970番 2 から	旧	9.7~41.7	0.125	
		同町上山860番 5 まで	新	14.2~57.6	0.111	

○愛媛県告示第1423号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町新宮216番 3 から 同町新宮218番地先まで	平成25年12月27日
"	"	四国中央市新宮町上山970番 2 から 同町上山860番 5 まで	"

○愛媛県告示第1424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	319号	四国中央市新宮町上山707番地先から 同町上山677番 4 まで	平成25年12月27日

○愛媛県告示第1425号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
 その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	上分三島線	四国中央市下柏町字塚ノ本456番 5 から 同町字道下440番 7 まで	平成25年12月27日

○愛媛県告示第1426号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
 平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲17番3から 同町九王甲2070番2まで 及び 今治市大西町脇甲1733番から 同町九王甲2070番2まで	旧	メートル 4.3~25.4	キロメートル 3.023	
		今治市大西町星浦甲17番3から 同町九王甲2070番2まで 及び 今治市大西町星浦甲27番7から 同町九王甲2070番2まで	新	4.3~25.4 11.1~46.5	3.023 2.180	

○愛媛県告示第1427号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大西波止浜港線	今治市大西町星浦甲17番3から 同町九王甲2070番2まで 及び 今治市大西町星浦甲27番7から 同町九王甲2070番2まで	平成25年12月27日

○愛媛県告示第1428号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月27日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第46号 平成25年12月18日	東温市西岡字池の下甲759番、甲760番2	松山市西石井6丁目8番6号 関谷マンション201号 安村晃藍

○愛媛県告示第1429号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月27日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第47号 平成25年12月18日	伊予郡松前町大字上高柳字三反地452番7	伊予郡松前町大字神崎690番地1 コーポ平田101 山本潤一郎

○愛媛県告示第1430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月27日

愛媛県中予地方局長 松森陽太郎

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
25中局建（開）第48号 平成25年12月19日	伊予市本郡字町田42番39	松山市針田町161番地 山本アパート102号 森本悠矢

○愛媛県告示第1431号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成25年12月27日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
25中局建（開）第49号 平成25年12月19日	伊予郡松前町大字恵久美字藪西620番1、622番1、622番3、622番4、623番1、字長連寺621番1	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役 中山 勇

○愛媛県告示第1432号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成25年12月27日

愛媛県南予地方局長 三 好 伊佐夫

- 1 指定道路の種類  
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日

平成25年12月17日

3 指定道路の位置

西予市宇和町下松葉118番1の一部、121番の一部、122番の一部、123番の一部及び124番14の一部

4 指定道路の延長及び幅員

- (1) 延長 29 22メートル
- (2) 幅員 4 85メートル

○愛媛県告示第1433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町伊方越1118番2から 同町伊方越1119番2地先まで	平成25年12月27日

○愛媛県告示第1434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西予市明浜町依津1番耕地245番1地先から 宇和島市吉田町深浦字ジョノシタ2番耕地477番1地先まで	旧	メートル 3.7~24.0	キロメートル 1.609	
			新	3.7~24.0 9.7~29.0	1.609 0.943	

○愛媛県告示第1435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西予市三瓶町皆江字コウラ184番1地先から 同字178番4まで	平成25年12月27日

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年12月17日	特定非営利活動法人 倫理生活指導センター	井 上 富 男	四国中央市寒川町738番地の1	この法人は、不特定多数の人々に対して、円滑な社会生活を送るために必要な倫理観に基づいて、心や生活のあり方を考えると共に自己の研鑽を行うことで、自らの人間性をより豊かなものにしていく勉勵の場を提供すること、又、高齢者や身体障害者が安心して暮らすための生活支援、明るい未来を築くための青少年の健全育成、環境問題に取り組む等、物心両面からはたらきかけによって、社会秩序の安定並びに向上に寄与することを目的とする。

○ 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成25年6月28日付け公告）を次のとおり変更した。

平成25年12月27日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成25年		平成26年	
	平成25年1月から12月まで	平成25年7月から平成26年6月まで	平成26年1月から12月まで	平成26年7月から平成27年6月まで
まあじ	5,000トン		5,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		(注)

(注)平成26年のまさば及びごまさばの漁獲可能量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成25年1月から12月まで	平成26年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	3,500トン	3,500トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。

- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。

- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知事管理努力量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成25年4月1日から6月30日まで	平成25年9月1日から11月30日まで	平成26年4月1日から6月30日まで	平成26年9月1日から11月30日まで	平成25年10月1日から12月31日まで	平成26年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項

平成25年及び平成26年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじか流	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成25年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
			平成26年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成25年9月1日から11月30日まで	5,880隻日
			平成26年9月1日から11月30日まで	5,880隻日

し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成25年10月1日から12月31日まで	7,490隻日
		平成26年10月1日から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第95号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年12月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
自由民主党愛媛県郵政政治連盟支部	松ノ下 良文	横山 陽彦	松山市宮田町131-1	平成25年11月25日	政党の支部

○愛媛県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成25年12月27日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党宇和島支部	代表者	福本 義和	山下 良征	平成25年11月1日	政党の支部
おの正昭後援会	会計責任者	二宮 久枝	二宮 清隆	平成25年11月8日	
愛媛県商工連盟連合会今治支部	代表者	檜垣 清隆	村上 景一	平成25年11月11日	



自由民主党東予周桑支部	会計責任者	越智俊幸	堀江幸二	平成25年11月15日	政党の支部
愛媛県商工連盟連合会伊予支部	代表者	藤村泰雄	岡部悦雄	平成25年11月25日	
	会計責任者	藤井祐一郎	秦泉寺正人		
自由民主党愛媛県旅客船支部	主たる事務所の所在地	松山市高浜町五丁目2259 - 1	松山市三津一丁目4 - 9	平成25年11月28日	政党の支部

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成25年12月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みどり・えひめ	阿部悦子	平成25年11月5日
宇都宮とみおを励ます会	播間敬幸	平成25年11月24日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第98号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による解職の請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成25年12月27日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- |                      |        |
|----------------------|--------|
| 1 選挙権を有する者の総数        | 12,055 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 4,019  |

## 雑 報

## ○愛媛海区漁業調整委員会指示第93号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、平成25年12月18日に次のとおり指示した。

平成25年12月27日

愛媛海区漁業調整委員会

会長 佐々木 護

## 1 指示の内容

次表の左欄に掲げる免許漁業に係る同表右欄の保護区域においては、当該免許漁業に著しく支障を及ぼす漁業を営み、当該漁業の魚道をしゃ断し、又は魚群を散逸させる行為をしてはならない。

免許番号	漁業の名称	漁場の位置	保護区域
定第1号	雑魚定置漁業	西宇和郡伊方町二見地先	垣網の両面400メートル以内及び身網に沿い沖側200メートル以内の区域
定第2号	同上	南宇和郡愛南町白浜地先	垣網の前面400メートル以内、後面300メートル及び身網に沿い沖側200メートル以内の区域

## 2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成26年1月1日から平成30年12月31日までとする。